

NPO 法人アカツキは 仮認定 NPO 法人となりました。

NPO 法人アカツキは、平成 27 年 8 月 10 日に、福岡市より公益性が高いと認められた「仮認定 NPO 法人」となりました。これによって、仮認定 NPO 法人アカツキへご寄付・入会を頂いた方は、寄付・サポーター会費の最大約 50%が戻ってくる寄付金控除など税制上の優遇措置を受けることができます。

寄付・サポーター会費の最大約 50%が戻ってきます！

仮認定 NPO 法人アカツキに寄付頂いた金額から 2,000 円を差し引いた額の最大約 50%（国税分 40%+ 地方税分 10%*1）が所得税や住民税から控除されます*2。都度の寄付に限らず、サポーター会員の年会費も寄付金控除の対象です。正会員の場合は、2 口目以降の会費や別に頂いた寄付金のみ対象となります。

例 1 年間 1 万円をアカツキに寄付した場合

国税分 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% =$
3,200 円

地方税分 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% =$
800 円

控除額 **合計 4,000 円**

例 2 年間 5 万円をアカツキに寄付した場合

国税分 $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% =$
19,200 円

地方税分 $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% =$
4,800 円

控除額 **合計 24,000 円**

 **国税分と地方税分で、寄付・サポーター会費の最大約 50%が戻ってきます！**

※1 地方税分は寄付金額の最大 10%（都道府県民税 4%+市町村住民税 6%）の控除を受けることができますが、お住まいの各都道府県と各市区町村によって、その控除の有無と控除額が異なります。詳しくはお住まいの各市町村にご相談ください。

※2 所得状況と寄付額によっては、上記の税額控除方式ではなく所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

法人の損金算入限度額も拡大します

株式会社など法人の皆さまから頂いたご寄付・サポーター会費は、特別損金算入限度額の対象となり、一般の NPO 法人への寄付と比較して、損金（経費）として扱うことができる金額が高くなります。

詳しくは最寄りの税務署や国税庁、税理士などにご確認ください。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定・仮認定 NPO 法人にある特別枠
 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$



認定・仮認定 NPO 法人って？

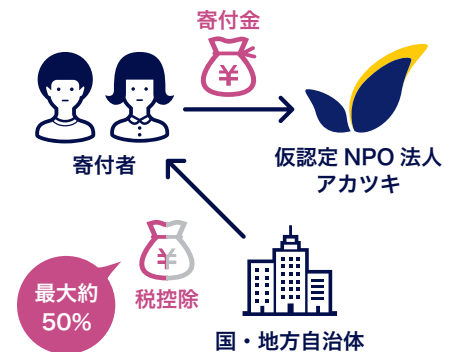
認定 NPO 法人は、組織運営等が適正であることや、活動のメインが共益的な活動でないことなど 8 要件を満たし、高い公益の増進に資すると各都道府県・政令指定都市に認定された法人です。認定された NPO 法人には、寄付金控除などの税制上の優遇措置がありま

す。一方で、アカツキは「仮認定」NPO 法人であり、パブリックサポートテスト（3,000 円 × 100 人の寄付者がいる or 寄付収入が総収入額の 20% 以上）を除いた 7 要件をクリアした法人です。認定 NPO 法人に対して、税制上の優遇措置が限られます。

税金の使い道に 寄付者が想いを反映できる 画期的な仕組み

税制上の優遇措置のひとつである寄付金控除は、社会的事業を行う NPO 法人への市民や企業等からの寄付を促すことにより、その公益活動を支援し、より豊かな社会の実現を進めるものです。

実はこの寄付金控除は寄付者が税金の使途に想いを反映できる画期的な仕組みなのです。本来、国や地方自治体によって使われるはずだった税金の使い道を、寄付者自身が信頼する認定 NPO 法人に託し、主体的に社会を変える方法を選ぶことができます。つまり、寄付金控除を活用することで、寄付者自身が望む社会に自ら貢献し、ぐっと近づくことができるのです。



寄付金控除を受けるには確定申告が必要です

寄付金控除を受けるためには、給与所得者^{※3}でも最寄りの税務署へ確定申告を行う必要があります。

対象となる寄付金

前年の 1 年間に行った寄付・サポーター会費^{※4}
1 月 1 日から 12 月 31 日までに頂いた寄付金・サポーター会費については、翌年 3 月 15 日までに確定申告を行う必要があります。

確定申告の方法

確定申告書を作成し、お勤め先の源泉徴収票と、アカツキが発行する寄付金・サポーター会費受領証明書を税務署に提出します。確定申告の詳細は国税庁の Web サイトをご覧ください。

※3 年末調整では寄付金控除を受けることができません。
※4 サポーター会員の年会費も寄付金控除の対象です。正会員の場合は、2 口目以降の会費や都度の寄付金のみ対象となります。

寄付金控除を受けるための確定申告まで、寄付・サポーター会費の受領証明書を保管ください。

発行時期

寄付・サポーター会費の入金が確認できた日付^{※5}で、1 回ごと^{※6}に受領証明書を発行し郵送します。確定申告の際に必要となりますので大切に保管ください。

宛名/発行

受領証明書の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいた名義とします。匿名での発行および受領証明書の再発行はできませんので、予めご了承ください。

※5 クレジットカードでのご寄付はアカツキに入金がされた日付で発行します。決済日から約 2 ヶ月後の日付になります。
※6 継続的なご寄付は、毎年 12 月 31 日締めで、その年に頂いたご寄付を合計した金額で受領証明書を発行し郵送します。

寄付金控除等の税制優遇や認定制度についてのご質問は、
仮認定 NPO 法人アカツキの事務局までお気軽にお問い合わせください。

詳細は
こちら



Email : info@aka-tsuki.org Web : <http://aka-tsuki.org/>

<https://www.facebook.com/npo.akatsuki>